

議案第36号

富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について

富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定期間（令和4年12月15日議決）を次のとおり変更する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	指定管理者		指定期間
	住所	名称及び代表者名	
富士見公園のうち、テニスコート、駐車場、市民広場等の別図Aの区域 川崎市川崎区富士見1丁目、2丁目地内	川崎市高津区末長4丁目8番52号	富士見パークマネジメント株式会社 代表取締役 山田直弘	令和5年4月1日から 令和25年3月31日まで
富士見公園のうち、駐車場等の別図Bの区域 川崎市川崎区富士見2丁目地内			令和6年4月1日から 令和25年3月31日まで
富士見公園のうち、川崎富士見球技場及び富士見球場等の別図Cの区域 川崎市川崎区富士見2丁目地内			令和7年4月1日から 令和25年3月31日まで

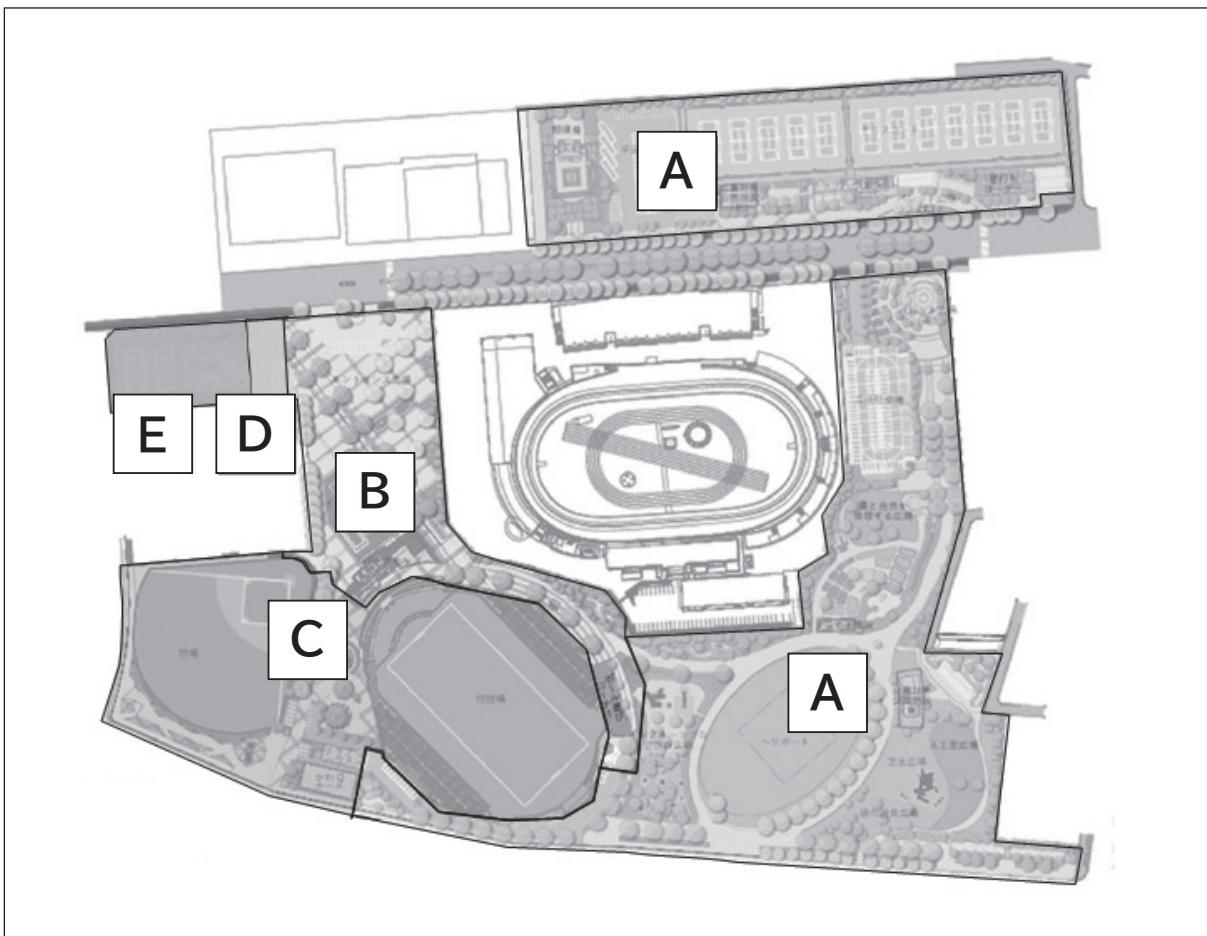
富士見公園のうち、
現教育文化会館敷地の別図Dの区域
川崎市川崎区富士
見2丁目地内

令和8年4月1日
から
令和25年3月31日
まで

富士見公園のうち、
現教育文化会館敷地の別図Eの区域
川崎市川崎区富士
見2丁目地内

供用開始の日から
令和25年3月31日
まで

別 図

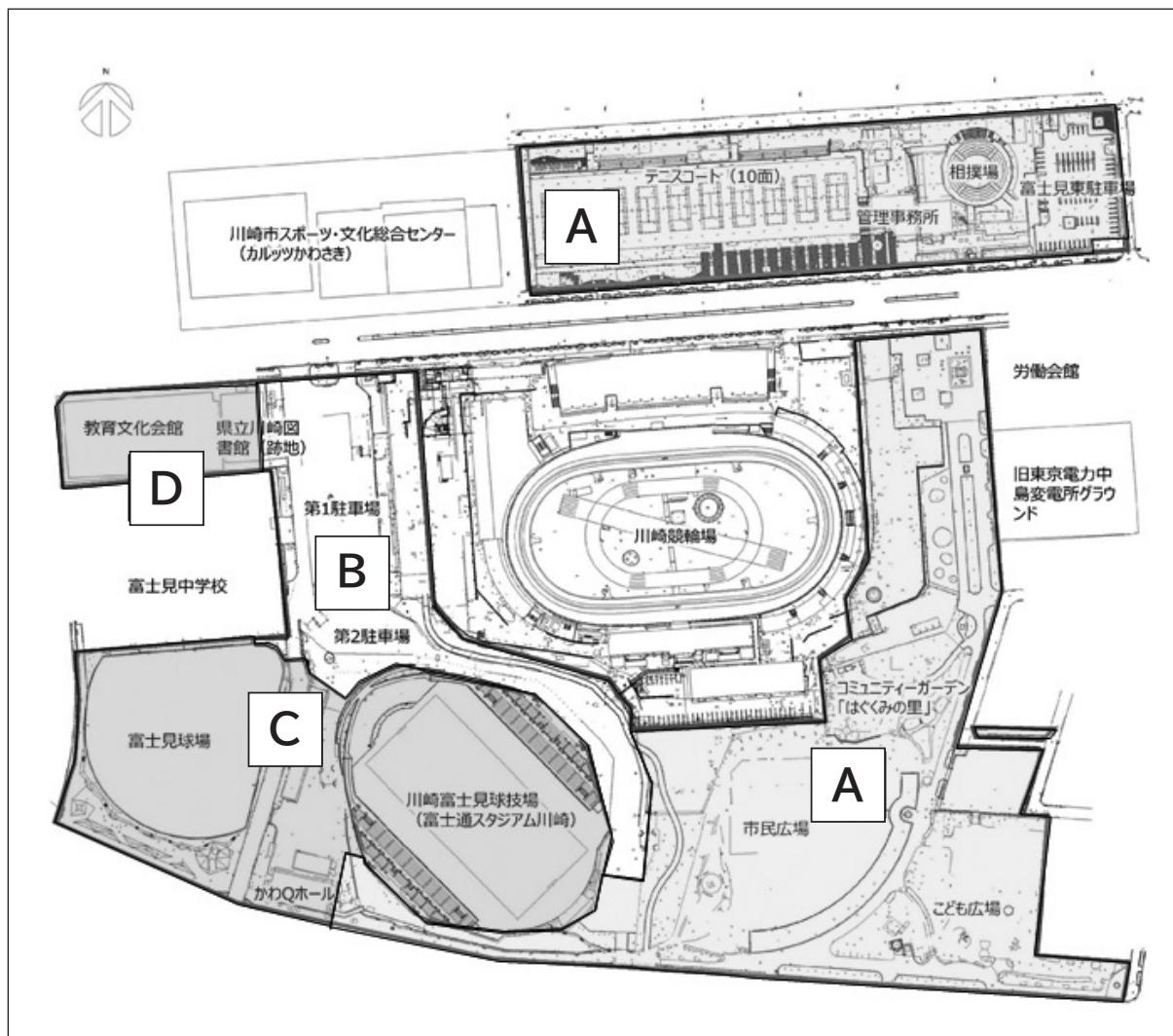


参考資料

1 富士見公園の指定管理者の指定について（令和4年11月28日提出、令和4年12月15日議決）

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
富士見公園のうち、テニスコート、駐車場、市民広場等の別図Aの区域 川崎市川崎区富士見1丁目、2丁目地内	川崎市高津区末長4丁目8番52号	富士見パークマネジメント株式会社 代表取締役 山田 直弘	令和5年4月1日から 令和25年3月31日まで
富士見公園のうち、駐車場等の別図Bの区域 川崎市川崎区富士見2丁目地内			令和6年4月1日から 令和25年3月31日まで
富士見公園のうち、川崎富士見球技場及び富士見球場等の別図Cの区域 川崎市川崎区富士見2丁目地内			令和7年4月1日から 令和25年3月31日まで
富士見公園のうち、現教育文化会館敷地の別図Dの区域 川崎市川崎区富士見2丁目地内			令和8年4月1日から 令和25年3月31日まで

別 図



2 変更理由

労働会館改修工事等の工期延期に伴い教育文化会館の解体工事着手が延期されたため、富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定期間の変更を行うものである。